

10月22日開催 「情報銀行認定事業者が考える、金融業界のデータ利活用と「情報銀行」について」の質問への回答

日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会 セミナー事務局

	質問	回答	回答者
1	YOSHINANI の仕組みは非常に有用である印象は受けた一方で、収益のモデルはどのようになっているのか興味があり、お話できる範囲で教えていただけると幸いです。	アドバイスをする金融機関・事業法人から手数料（便宜）を提供します。その一部を弊社が頂きます。金融サービス仲介業では金融機関から手数料をシェアしていただきます。個人からもオプションサービスは小さく手数料を頂きます。	MILIZE
2	誰からどのくらいお金をもらうビジネスなのでしょう？	アドバイスをする金融機関・事業法人から手数料（便宜）を提供します。その一部を弊社が頂きます。金融サービス仲介業では金融機関から手数料をシェアしていただきます。個人からもオプションサービスは小さく手数料を頂きます。	MILIZE
3	こちらの資料は提供いただけるものでしょうか？すでに共有いただいていたら申し訳ございません。	アンケートにお答え頂くと事務局からお送りいたします。アンケート回答よろしくお願ひ申し上げます。	セミナー事務局
4	情報銀行は今もよくある会員向けサイトとの違いは何でしょうか？会員サイト事業者を認定する制度となるイメージでしょうか	会員向けサイトは一般的には収集した個人情報を第三者に提供することはなく、会員サイトの中での利用になる場合が多いかと思ひます。 <u>それに対して情報銀行は利用者の同意を得た個人情報を第三者に提供する提供モデル</u> になっております。 <u>会員サイト事業者でも情報銀行のように第三者提供を行っている事業者であれば、情報銀行認定の対象になり得ると考えます</u>	IT 連盟認定事務局
5	情報銀行を通して事業者（提供先）はパーソナルデータを受領すると思ひますが、一度提供されてしまった情報を「取り返す」ということは、情報という性質上難しいのではないしょう	提供先は個人に対して利用目的を提示し、個人はその利用目的に同意し提供を行います。 <u>提供先はその利用目的の範囲でのみ個人データの利用を行うこと</u> になります。 情報銀行の認定基準の中で「情報提供先は、当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人	IT 連盟認定事務局

	<p>か？つまり、事業者（提供先）としては、一度個人の情報を得てしまえば、もう一度情報銀行を利用する意味がないと思います。この点はどのようにケアするのでしょうか？</p>	<p>データを利用することとし、情報提供先と当該利用目的の範囲内で契約を締結すること」を要求事項としております。</p> <p>提供先は、提供を受けた際の利用目的の範囲で個人情報を取扱います。利用目的は、情報銀行との契約の範囲で定められますので、<u>情報銀行と提供先との間の契約終了で利用目的も終了となりますので、情報銀行との契約を破棄した時点で提供先も個人情報を削除または消去する必要があります。</u></p> <p>一方、情報銀行と提供先との間の<u>契約期間中は、提供先は利用目的の範囲で何回でも個人情報を取扱う</u>ことができます。</p>	
6	<p>田中様、ご講演有難うございました。IFA が顧客に代わって株の売買等契約完了まで出来るとの事でしたが、投資一任勘定の場合、情報銀行にある情報がなくとも契約完了までできるものと思います。契約取引に必要な情報だけでなく他の顧客情報（投資指向、家族情報）等を使った更なる提案の為に利用されるというイメージでしょうか？</p>	<p>はい。契約以外のプロフィールなどを理解して、先回りした提案が可能になると考えます。</p>	MILIZE
7	<p>情報銀行間の競争によるマーケットの創出とサービスの高度化があると思いますが、今後の情報銀行業界の展望についてご教示願います。</p>	<p>既存ビジネス分野に限らず <u>IoT で得られる個人情報の利活用によるスマートシティ分野、PHR (Personal Health Record) の個人情報の利活用による健康づくり分野</u>他、新たな分野での広がりが考えられます。</p>	IT 連盟認定事務局
8	<p>P.22 情報の提供先の監督 をする というのはいいが、本当に、有効的に監督できるのか？</p>	<p>個人情報保護法の委託先監督義務のように、情報銀行では提供先の監督義務を認定基準の要求事項としており、<u>JIS Q 15001 に規定されている「安全管理措置」を提供先に整備することを提供先に求め、契約を行います。</u></p>	IT 連盟認定事務局

		<p>契約には次の事項を規定し、十分な個人データの保護水準を担保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 情報提供先との責任の明確化</li> <li>b) 個人データの安全管理に関する事項</li> <li>c) 情報提供先における委託に関する事項</li> <li>d) 個人データの取扱状況に関する報告の内容</li> <li>e) 契約内容が遵守されていることを定期的及び適宜に確認できる 事項</li> <li>f) 契約内容が遵守されなかった場合の措置</li> <li>g) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</li> <li>h) 契約終了後の措置</li> </ul> <p>また、<u>提供先の報告ばかりではなく、JIS Q 15001 の委託先監督と同様に、必要に応じた実態の点検も求めています。</u></p>	
9	<p>個人の目線でみると、すでに GAF A などに情報が渡っており、かつ、ほぼインフラ的な役割を果たしてるサービスばかりで、<b>そのような企業がこの仕組みに参入しないかぎり、個人情報に、ほんとうの意味でガバナンスを効かせるのは不可能なのではないでしょうか？（Q1）</b></p> <p>いま、個人が情報銀行に情報を預けるインセンティブが低すぎて、積極利用しないのでは、と思っています。どうやって利用者を増やしていく想定でしょうか？（Q2）</p>	<p>（A1）ご意見の通り GAF A 等が優れたサービスを提供する代わりに個人情報を収集し、インフラ的役割を担っているのは事実かと思えます。他方、「ケンブリッジアナリティカ」の様な不適切な個人情報の管理における問題が露呈しています。</p> <p><u>情報銀行認定制度は、個人情報の適正な流通における ガバナンス体制を含めた要求事項を規定して審査・認定するものであり、ガバナンス体制が整っていない企業を認定することはありません。</u></p> <p>（A2）インセンティブを含めたビジネスモデルの設計は、事業者の工夫に依存します。既存ビジネス分野に限らず IoT で得られる個人情報の利活用によるスマートシティ分野、PHR（Personal Health Record）の個人情報の利活用による健康づくり分野他、<u>新規ビジネス分野が広がっていくことにより、利用者が増えていくものと思えます。</u></p>	IT 連盟認定事務局

10	<p>情報銀行はGAF A等に対抗するための手段と理解しており、情報銀行も非常に良い制度と感じました。ただ、既に走っているGAF AにSpeed感で対抗できるのでしょうか。</p>	<p>IT連盟の説明資料の「情報銀行が求められてきた経緯」にて触れましたが、情報過多になるにつれて個人中心のVRMやMy Dataが注目されつつあります。このような流れにおいて情報銀行は、<u>GAF A 対抗というより新たな概念であり、CRM を否定するものでも単純に比較するものでもありません。</u></p> <p>例えば、個人が自らの嗜好や行動予定を開示することにより、これまで会員登録をしていなかったサービス事業者からレコメンドが受けられる「スマートシティ分野」や、個人が自らの生活習慣や持病の情報を開示することにより、これまで接点のなかった専門医から最新の治療法が提供される「PHR (Personal Health Record) 分野」等、特定の個社によるCRMでは実現困難な 新たなサービス・新たな便益が受けられるものと考えます。</p>	IT 連盟認定事務局
11	<p>プライバシーマーク制度と決定的に違う部分はどこですか？</p>	<p>プライバシーマークは、コンプライアンス・プログラムですので、<u>個人情報保護法を遵守するためのマネジメント・システムに関する規格を認定する制度</u>です。</p> <p><u>情報銀行認定基準は、個人情報保護法を超えて、提供先の監督、データ倫理審査会等、個人データ提供ビジネスに求められる「安心・安全」に関する要求事項を規定</u>しています。</p> <p>現在、日本に於いて個人情報の利活用が進まないのは、法令遵守だけでは消費者の「安心・安全」を必ずしも十分に得られていない実態があり、この解決のための認定制度となっています。</p>	IT 連盟認定事務局
12	<p>サービスを情報銀行仕様にリニューアルする際に最も大変であったことは？</p>	<p>スマホ画面の中で使いやすさを損なわずに、個人情報保護に係わる情報銀行の要件を満たすことです。</p>	MILIZE
13	<p>情報銀行側のメリットは何でしょうか？手数料収入が得られるのでしょうか？</p>	<p>情報銀行は、[本人] → [提供元] → [情報銀行] → [提供先] → [本人] の間で個人情報を流通するビジネスモデルです。それぞれの主体により、担う役割が異なります。</p>	IT 連盟認定事務局

		<p>また全体としてビジネスモデルが成立するものです。</p> <p>この中で最終的に便益を享受するのは本人です。本人が受けた便益に対する対価を「提供元」「情報銀行」「提供先」が分配を受けるといことかと思ひます。この意味では一般的なビジネスと収益構造は同一です。(手数料収入に限ったものではありません)</p> <p>もちろん、情報銀行認定制度は、ビジネスモデルを制限するものではありません。ビジネスモデルの設計は、事業者の工夫に依存します。</p> <p>また、IT 連盟の説明資料の「CRM のガバナンス」にて触れましたが、既存 CRM 事業で成功している事業者様から、情報銀行を検討する理由として「更に顧客満足度を高めるためにサービスの多様化が必要。多様化の手段として他社サービスを組み込むことを検討している」との声が多く聞かれます。他社サービスを組み込むために 自社の顧客情報を他社に提供する（≡情報銀行）ことになるため、「サービスの多様化」も情報銀行のメリットかもしれません。</p>	
--	--	---	--